

令和4年度「南北後潟館」に係る事業報告書等評価結果

南北後潟館については、南北後潟館管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月3日

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 南北後潟館 |
| 設置目的 | 農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため、農村環境整備共同利用センターを設置する。 |
| 所在地 | 青森市大字後潟字平野17番地7 |
| 指定管理者 | 【名称】南北後潟館管理運営協議会 【代表者】会長 大科 武雄 【住所】青森市大字後潟字平野17番地7 |
| 指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間） |

| 評価項目 | 検証結果 | 評価結果 | |
|------------|--|------|-----|
| | | 適正 | 要改善 |
| 管理について | 法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検・清掃が行われている。また、事故防止に向けた取組みとして、防災計画も策定し、緊急時に対応できるようにしている。 | ○ | |
| 運営について | 利用許可については、申請順に許可し、施設の平等利用が確保されており、要望・苦情に対しては、迅速な対応に努め、検討を要する内容のものについては協議会で審議し、また市とも協議しながら対応している。 | ○ | |
| 事業実施結果について | 地域の農業団体や老人クラブ、婦人クラブが活動拠点として利用しているほか、町会交流の場として施設利用がなされ、地域コミュニティの促進に努めている。 | ○ | |
| 収支決算書について | 指定管理料以外の経費混入は無く、予算と決算の乖離も見られない。 | ○ | |

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施状況、収支決算書については、適正であると評価され、今後も引き続き適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179 (直通)
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp